

高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

消費生活センター情報特急便 NO.191

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆ 突然現れる偽のセキュリティ警告画面に注意！

〈相談事例〉

パソコンでインターネットを利用中に、突然、警告音や「パソコンがウイルスに感染しています。すぐに連絡を！」という警告画面が表示された。不安になり表示された電話番号に電話すると、パソコンを遠隔操作され、サポート費用としてプリペイドカードで5万円を支払ってしまった。

〈トラブルにあわないために〉

- ・偽の警告画面を表示させて電話をかけさせ、ソフト購入や有償サポートに誘導する手口が多く見られます。
- ・広告を表示するしくみで偽の警告画面を表示させていると考えられ、画面を回避することが困難であり、だれでも遭遇する可能性があります。
- ・偽の警告画面が表示されても落ち着いて対処しましょう。また、表示された電話番号には電話をかけないで下さい。
- ・偽の警告画面を閉じるだけで問題が解消されます。画面が消せない場合はブラウザを強制終了するか、パソコンを再起動させて下さい。
- ・ソフト等を購入してしまった場合は消費生活センターまでご相談下さい。



★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。

裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月~金曜日 9時30分~16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

見守り 新鮮情報

事例1 クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、**明細**はアプリなので面倒で**見ていなかった**。確認すると、**申し込み時**から**リボ払い**で、100万円近い残額があることが分かった。
(60歳代 女性)

事例2 解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「**リボ払い**になっており、支払う必要がある」と言われた。**知らずにリボ払い**になっていたことに納得がいかない。
(70歳代 男性)



意図せぬリボ払い 利用明細は必ず確認

ひとこと助言

利用明細は
必ず見て



- リボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。
- 初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用カードもあります。申し込み時には、よく確認しましょう。
- 利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。